

令和8年度富士川町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

米国トランプ政権による「米国第一主義」は世界の経済を混乱させる大きな要因となっています。それに伴い長引く武力闘争や新たな武力行使のような予期せぬ事情が世界経済の回復シナリオを修正させる可能性も指摘されるなか、我が国ではその影響からか物価が上がり続けている一方で賃金がそれに追いついてない生活格差が生じています。

また列島各地で地震が頻発し、気候変動を起因とする線状降水帯による風水被害も多発しており、もはや災害は過去のことではないという印象を強く持ちました。これから私たちは「災害はいつどこにでもやってくる」という観点に立ち、災害について真摯に向き合わなければなりません。

このような中、地域に目を向けますと人口減少を起因とした少子高齢化社会を迎え、更に様々な要因も加わり地域格差や貧困格差などの格差社会が生じ、その結果、孤独や孤立をもたらし、地域における住民同士の繋がりは希薄化し、支え合いの機能は弱まり、地域課題の解決はより一層困難なものとなっています。

富士川町社会福祉協議会は、地域福祉の担い手として、これらを解決すべく「支え合いみんなでつくる思いやりの町」を基本理念とし、以下の重点目標を掲げ、その歩みを進めて参ります。

【重点目標】

- 1 第2次富士川町地域福祉活動計画による「人・環境・仕組みづくり」の推進
- 2 災害復興の拠点となる「災害ボランティアセンター」への理解と協働
- 3 生活困窮者支援の推進
- 4 孤独・孤立の解消
- 5 権利擁護事業（法人後見、日常生活自立支援事業等）の充実
- 6 小地域福祉ネットワークづくりの推進と日常的な支えあい活動の体制づくりの強化
- 7 ボランティア受け入れの拡大及び育成と活動の充実

【事業】

1 社会福祉協議会運営事業（町補助金）

(1) 会議・研修会等

- ① 役職員会議・研修会への参加
- ② 正副会長会議の開催
- ③ 評議員会・理事会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ 各種委員会（感染症、虐待防止他）の開催

(2) 地域福祉活動計画の評価

- ① 地域福祉活動計画策定委員会の開催

(3) 一人暮らし高齢者会食会の実施

- ① 増穂地区（福祉センター：毎月第2火曜日/1回）8月
 - ② 鰍沢地区（町民会館：奇数月第3火曜日/1回）7月
- } 休み

(4) 社会福祉大会の開催

- ① 内容：第1部 式典

第2部 アトラクション・抽選会など

(5) 小地域福祉ネットワークづくり事業

- ① 小地域福祉ネットワークづくり事業への助成
- ② 小地域における日常的な支えあい活動の体制づくりの推進
- ③ 福祉推進員の活動への周知及び理解
- ④ 福祉推進員代表者会議の開催
- ⑤ 介護予防推進事業及び生きがいづくり事業の充実

(6) ボランティア活動普及協力校フォローアップ事業

- ① 町内にある小中4校へのボランティア活動や福祉体験事業の推進及び活動への助成

(7) 事業広報活動

- ① 福祉だよりの発行（5回/年：全戸配布）
- ② ホームページ及びSNSによる情報発信

(8) 各区管理の遊び場（遊具）保険料の助成

2 心配ごと相談事業（町補助金）

(1) 心配ごと相談事業の実施

- ① 内容：電話相談・・・月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
弁護士相談・・・毎月第2土曜日 19時30分～

3 居宅介護支援事業（社協単独）

(1) 居宅介護支援事業の実施

(2) 利用者尊重の支援計画作成

- (3) サービス提供事業所との連携
- (4) 苦情相談の対応
- (5) 介護認定事業の支援
- (6) 介護給付費管理事務の推進
- (7) 介護予防ケアプラン計画の受託
- (8) 在宅介護者への助言や協力
- (9) 地域ケア会議への参加

4 共同募金事業（配分金）

- (1) 共同募金活動への周知及び理解
- (2) 各種募金（家庭募金・街頭募金・大口事業所募金・職場募金・自動販売機募金・歳末たすけあい募金）による募金活動の実施
- (3) 配分事業による事業の実施（会食会の開催・災害ボランティアセンター設置運営訓練・各広報紙の発行の助成・敬老週間記念品贈呈・認知症カフェの開催・小地域ネットワーク事業への助成・おもちゃ図書館の実施・老人憩いの家整備事業・ボランティア団体の育成及び活動への助成・子どもの居場所づくり事業・生活困窮者に対する歳末助け合い配分事業等）

5 日常生活自立支援事業（県社協委託）

- ◎ 日常生活自立支援事業とは、高齢者や障がい者等が安心して在宅生活を送れるよう援助する事業（金銭管理、福祉サービス利用の援助他）
 - (1) 啓発活動と事業推進
 - (2) 利用者の人権尊重と権利擁護
 - (3) 福祉サービス利用援助の充実
 - (4) 利用者の日常生活指導と支援の充実
 - (5) 生活支援員活動の充実
 - (6) 自立生活支援計画策定委員会の実施

6 福祉センター管理運営事業（4月～12月町委託）

- (1) 福祉センターの維持管理
- (2) センター周辺の環境整備

7 障害者生活支援事業（町委託）

- (1) 日常生活自立支援事業による障がい者の権利擁護及び自立支援

8 居宅提供事業（町委託）

- ◎ 65歳以上の高齢者で環境や家族などに援助を受けることが困難な者に必要に応じ住居（部屋）を提供する事業

- (1) 居住提供事業の受託運営
- (2) 利用者の健康・機能維持
- (3) 利用者の生活相談及び生活指導

9 地域介護予防活動支援事業（町委託）

- (1) いきいきサロン
 - ①各地域でのいきいきサロンの開催
- (2) ことぶきデイルーム
 - ◎小学校で放課後行われるクラブ活動の時間を利用し、児童と高齢者の世代間の交流を図る事業（増穂小、増穂南小、鯉沢小）
- (3) 生活支援サポーター事業（有償）
 - ◎在宅で生活する高齢者や障がい者等の生活上、ちょっとした困りごとをサポート（ボランティア）がお手伝いする事業
 - ① 事業の定着化を目指しての周知の徹底
 - ② サポーターの増員・講座の開催
 - ③ 作業内容や利用者とサポーターとの調整

10 配食サービス事業（町委託）

- (1) 対象者：65歳以上の一人暮らし及び日中一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がい者等
- (2) 料金：昼食1食500円（減免あり）
- (3) 提供日：月曜日～土曜日（日曜日・12/29～1/3 休み）

11 地域生活支援事業（町委託）

- (1) 手話講習会の実施（手話奉仕員養成講座・手話レベルアップ学習会・子どもの手話教室）
- (2) 声の広報活動の実施（音声による広報を提供）
- (3) 移動支援を目的とした福祉車両（車椅子搭乗車両他）の貸出
- (4) 芸術文化事業の実施（令和7年度実績：わかば支援学校ふじかわ分校分校祭りへの助成）

12 通所介護事業及び介護予防通所介護事業（4月～12月町委託）（1月～3月社協単独）

- (1) 通所介護事業及び介護予防通所介護事業の受託運営
- (2) 適切な介護保険の運用
- (3) 良質なサービスの提供
- (4) 自立した日常生活を営める支援
- (5) 介護者への支援（医療・介護相談等）

13 総合事業（町委託）

◎介護保険で要支援や事業対象者等になった方が身体の機能向上や生きがい活動や生活支援を行うことで要介護状態に陥らないようにする事業

- (1) 体操等による身体の機能向上
- (2) 多彩なメニューを提供しての生きがい活動を支援
- (3) 生活上の相談、話題の提供

14 生活支援体制整備事業（町委託）

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 協議体の設置（勉強会の開催等）
- (3) 生活支援コーディネーターによる地域のニーズに合わせた福祉サービスの開発と育成
- (4) 関係各種会議・研修会の招集及び参加
- (5) 同行訪問アセスメントへの参加

15 福祉金庫貸付事業（社協単独）

- (1) 社協による生活困窮者への緊急小口の貸付け（上限 5 万円）
- (2) 生活福祉資金の案内・手続き

16 介護就労者支援事業（町委託）

- (1) 介護初任者研修の開催
- (2) 研修費用の助成

17 生活困窮者自立支援事業（町委託）

- (1) 生活困窮者の自立支援（相談）
- (2) 生活困窮者への食糧支援

18 成年後見利用促進事業（町委託）

- (1) 第 1 次相談窓口の設置
- (2) 市民後見人養成講座の開催（基礎研修・フォローアップ研修）

19 法人後見事業（社協単独）

- (1) 法人による後見人の受任

20 その他

- (1) 各団体（ボランティア活動推進協議会、シニアクラブ連合会、障害者福祉会、ゆずカフェ等）の事務
- (2) 研修・体験他のボランティアの受け入れ

- ・町委託事業・ ・ ・ ・ 13
- ・町補助金事業・ ・ ・ ・ 2
- ・社協単独事業・ ・ ・ ・ 5
- ・県社協委託事業・ ・ ・ 1
- ・共募分配事業・ ・ ・ ・ 1